

200938017A

厚生労働省厚生労働科学研究費補助金
労働安全総合研究事業

非正規雇用の一典型としての外国人労働者における
労災・職業病リスクの解明と参加型手法による予防対策の確立

平成 21 年度 研究報告書

主任研究者 毛利一平

平成 22 年 (2010) 年

目 次

I.	総括研究報告書 非正規雇用の一典型としての外国人労働者における労災・職業病リスクの解明と 参加型手法による予防対策の確立	毛利 一平	1
II.	分担研究報告書		
1.	外国人労働者における労働災害・職業病発生のリスク要因に関する検討 ケース・シリーズ研究	毛利 一平、酒井 一博	8
2.	外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防のための ケーススタディ支援ツール群・教育プログラム開発に関する研究	吉川 徹	66
III.	研究成果の刊行に関する一覧表		103
IV.	研究成果の刊行物・別刷		105

平成 21 年度厚生労働科学研究費労働安全総合研究事業
「非正規雇用の一典型としての外国人労働者における労災・職業病リスクの解明と
参加型手法による予防対策の確立」
総括研究報告書

**非正規雇用の一典型としての外国人労働者における労災・職業病リスクの解明と
参加型手法による予防対策の確立**

主任研究者 毛利 一平 財団法人労働科学研究所研究部・部長

本研究は外国人労働者を主とした非正規労働者における、労災職業病発生のメカニズムと特徴を明らかにし、その予防に資することのできる労働改善手法の開発と、それを応用した教育プログラムの開発、さらにはこれらの成果を生かすことのできる政策提言を目的としている。

このため、初年度は特に外国人労働者における労災・職業病のメカニズムを検討することを目的として、外国人労働者を支援するNPOや労働組合に対するヒアリング調査、過去の労災・職業病に関する相談事例の収集を行った。また、労働改善支援ツールや安全衛生教育プログラム開発のため、中小事業場を対象とした労働組合による参加型トレーニングを試行し、実効性のある研修・トレーニングプログラムに必要な要素を検討した。

ヒアリングや収集された事例からは、外国人労働者の労災・職業病発生に関して必ずしも特有の危険有害性があるわけではなく、既知の一般的な安全・健康リスクがある上に、コミュニケーションの困難や文化・習慣の違いなどにより、予防的な安全衛生教育が不十分になったり、作業の指示が正確に伝達されない、一貫した予防対策がおこなわれないなどといった要因が加わることで、労災・職業病発生リスクが高まり、あるいは切断などの重大な災害が発生しやすくなっていると考えられた。参加型トレーニングの施行からは、教育内容の絞り込みや、チェックリストの作成に関して、ひな形を作成し、その効果を評価することができた。

これらの成果をもとに、2年目ではさらに労災職業病発生のメカニズムを掘り下げ、また職場の良好事例収集のための調査を行うとともに、具体的な労働改善支援ツール開発・教育プログラムの開発と実施を行う。

分担研究者

酒井一博 (財) 労働科学研究所・所長
吉川 徹 (財) 労働科学研究所・副所長

A. 研究目的

日本における外国人労働者は、多くの場合非正規雇用として扱われていると考えられ、その中でもさらにコミュニケーションの問題を抱えるなど、労働安全衛生上課題の多い脆弱な集団と考えられる。

本研究の目的は、非正規労働者の一典型としての外国人労働者に焦点を当て、①労働の場における外国人労働者の疾病と傷害発生の実態とそのメカニズムを明らかにすること、②良好事例の収集と分析により、現場で役立つ労働改善のための手法を確立すること、③その手法を生かした教育

プログラムの開発とその効果を検証し、④これらを生かすことのできる政策を提言することである。

高齢化が急速に進み、労働力の安定的な確保への不安が強まる中で、政党や経営者団体などが相次いで移民の受け入れを推進しようとする提言を行っている。また、労働力不足に悩む保健・福祉分野においては、すでに外国人看護師・介護士の受け入れが始まっている。

経済のグローバル化に伴う外国人の流入圧力も年々増大しており、2006年の厚生労働省の推計によると、外国人労働者数は合法的就労者で75.5万人、不法就労者を含めると92.5万人に達すると考えられている。

一方、日本国内の外国人労働者の安全衛生については、課題と対策ともに事例報告のレベルで提示されているに過ぎず、政策決定に生かすことの

できるエビデンスとしての十分なデータは存在せず、また体系的な対策も確立されていない。一般的には、コミュニケーション・ギャップによって罹災リスクやメンタルヘルス不調に陥るリスクが高くなると考えられるものの、その実態を明確に示すデータはない。

短期間での急速な外国人の増加が見込まれる今日においては、早急に外国人労働者の労働安全衛生をめぐる実態を明らかにし、その安全と健康を確保するための支援策を確立するとともに、効果的な普及を図らなければならない。本研究は、その基礎となる知見を提供できるものとなる。

初年度は特に外国人労働者における労災・職業病のメカニズムを検討することを目的として、外国人労働者を支援するNPOや労働組合に対するヒアリング調査、過去の労災・職業病に関する相談事例の収集を行った。また、労働改善支援ツールや安全衛生教育プログラム開発のため、中小事業場を対象とした労働組合による参加型トレーニングを試行し、実効性のある研修・トレーニングプログラムに必要な要素を検討した。

B. 研究方法

(1) 外国人労働者における労働災害・職業病発生のリスク要因に関する検討一ケース・シリーズ研究

神奈川県川崎市にあって、外国人労働者の労働問題に対する支援を行っている、神奈川シティユニオンの協力を得て、過去の労働相談事例の中から52例について聞き取りの記録や、死傷病報告、労災補償に関する文書等をもとに、傷病発生の詳細な状況や、労災補償申請の結果、労災補償給付の内容や労使協議の結果等についての情報を得、事例ごとに改善のポイントに関する検討を加えた上でデータベースとしてまとめた。

得られたデータについては、項目ごとに集計し、その特徴を記述した。

(2) 外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防のためのケーススタディ支援ツール群・教育プログラム開発に関する研究

1. 外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病の警鐘的事例 (Sentinel case) の分析

労災・職業病予防教育プログラム作成に重要な警鐘的事例(Sentinel case)の抽出と整理については、これまでの研究から外国人労働者支援を実施しているNGOにその情報が多く集積していると考えられる。今回は、過去20年にわたりその記録が集積している特定非営利活動法人東京労働安全衛生センターに協力を依頼した。当該機関が

発行している月刊誌「東部労災職業病」「安全と健康」、および当該機関が参加する全国労働安全衛生センター連絡会議が発行する「安全センター情報」に掲載されている外国人労働者・非正規労働者に関する記事を抽出し、警鐘的事例 (Sentinel case) を整理した。

上記の雑誌の記事のうち、そのタイトルや内容から外国人労働者に関するもの、非正規労働者に関するものを抽出した。作成された記事リストおよびその内容について精査し、本研究目的に合致した文献となりうるかどうか検討し、労災・職業病の警鐘的事例 (Sentinel case) をそれぞれ抽出した。

2. 労災・職業病予防の研修・トレーニングプログラムに必要な研修要素の検討

外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防のための研修・トレーニングプログラムの実施にあたっては、中間支援者（行政、NGO、医療機関、当事者団体等）がその実施母体となる可能性があることから、それらの中間支援者が実施可能なプログラムの研修要素を検討した。

1994年に労働科学研究所の技術支援のもと国際労働財団(JILAF)によって開発された、POSITIVE (Participation-Oriented Safety Improvements by Trade-Union Initiative)と呼ばれる労働組合による参加型職場改善トレーニング手法をベースに、労働組合員向け安全衛生トレーナー育成セミナーの日本型モデルを開発し、同時に外国人労働者・非正規労働者向けの研修を実施するための、参加型研修プログラムの要素について検討した。

3. 小規模事業場における安全衛生活動施策に関する調査

外国人労働者・非正規労働者が多く働いている小規模事業場における安全衛生施策を検討することは、外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防のためのケーススタディ支援ツール群・教育プログラム開発の基礎情報として重要である。そこで、2009年10月にデンマークで開催された、USE2009(小企業を理解する国際学会2009)に出席し、わが国でのこれまでの研究や実務経験を報告し、本課題の解決のための中小企業における安全衛生活動施策を策定する際に重視すべき点について整理した。

C. 結果

(1) 外国人労働者における労働災害・職業病発生のリスク要因に関する検討一ケース・シリーズ研究

収集した事例は比較的最近のものであり、2005～2007年ものが、比較的バランス良く含まれている。男女の比は2.6対1で男性が多い。国籍ではペルーが26人で最も多く、フィリピン(8人)、韓国(8人)、ブラジル(4人)と続く。在留資格については、定住者が18人で最も多い。

業種別の分布をみると、建設業が最も多く(12人)、次いで機械製造(9人)、金属加工(7人)などが続く。

災害発生の時間帯については、午前中および午後始業開始後の時間に集中している印象がある。

「受傷した時の仕事を始めてから受傷するまでの経験」の分布では、1年以上の者が27人と約半数を占める一方で、1週間未満が8人、特に0日で受傷した事例が3人いたことは、具体的な予防対策を考える上で注目に値する。

外国人労働者などの非正規労働者に関しては、巷間いわゆる「労災隠し」の横行などが指定されることがあるが、その点はどうだろうか。死傷病報告については精査できていない事例が20例残っているが、その他の32例のうち13例で報告書のコピーを入手できている。報告書が提出された日付は、監督署の受付印から確認している。1カ月を過ぎて提出された場合が5例もあり、これらは多かれ少なかれ「労災隠し」の意図があったのではないかと疑わせる。

傷病分類での集計で最も多く認められたのは「骨折」(24例)であり、その半数近く(11例)は手あるいは手の指の骨折であった。肋骨骨折の件数も比較的多く、5件を数えた。「切断」については、全て手指(しかも圧倒的に右が多い)であることも、予防対策を考える上で参考とすることができるそうだ。

体の部位別に見た集計結果では、圧倒的多数(42例、62%)は手指の損傷であり、さらにその74%(31例)が右手指であった。指の部位ごとに見れば、右の示指・中指がいずれも9例で最も多くなっている。

災害の型ごとでは「はされ・巻き込まれ」災害が最も多く20例で、さらにこのうち6例はプレス機械による災害、4例は溶接機であった。

(2) 外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防のためのケーススタディ支援ツール群・教育プログラム開発に関する研究

1. 外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病の警鐘的事例(*Sentinel cases*)の分析

全国労働安全衛生センター連絡会議機関誌「安全センター情報」の初刊から現在(1990～2010年)から外国人労働者・非正規労働者の労災・職

業病に関する記事は合計244件抽出された。

全国安全センター情報は、全国労働安全衛生センター連絡会議(26機関)が発行する機関紙であり、収集された記事の地域は、関東、関西をはじめ、日本の各地域の情報が掲載されていた。244件の内訳は、外国人労働者に関連した記事が175件、非正規労働者に関連した記事が69件であった。これらは「労働災害事例」「職業病事例」「訴訟事例」「労災隠し事例」「支援・ネットワーク活動」「国・行政の通達・法律」「統計・分析データ」「意見・提言」「国・行政との交渉の記録」「その他」に分類することができた。

外国人労働に関連した記事では「労働災害事例」が39件ともっとも多く、「支援・ネットワーク活動」22件、「職業病事例」21件と続いた。訴訟や労災隠しに関連した記事もそれぞれ12件、13件とあり、年代を通じてその記事の傾向に差がみられた。

非正規労働に関連した記事は、「職業病事例」26件がもっとも多く、次に「労働災害事例」15件、「支援ネットワーク活動」8件と続いた。非正規労働者と定義された記事において訴訟・労災隠しに関連した記事の掲載はなかった。

一方、特定非営利活動法人東京労働安全衛生センターの機関紙「東部労災職業病(2000年より安全と健康に名称変更)」の初刊から現在(1988～2010年)から外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病に関する記事は合計159件抽出された。

「東部労災職業病・安全と健康」は、対象としている地域が関東であり、159件の内訳は、外国人労働者に関連した記事は113件、非正規労働者に関連した記事は46件であった。

記事を分類して集計したところ、「支援・ネットワーク活動」46件と最も多く、「労働災害事例」38件、「職業病事例」30件、「意見・提言」8件、「訴訟事例」7件、「国・行政との交渉の記録」5件、その他25件であった。

以上あわせて、外国人労働者288件、非正規労働者115件の記事が確認された。これらの記事を整理して、外国人労働者および非正規労働の事例を複数の研究者・実務者による討議により、教育プログラム開発に有用な警鐘的事例(*Sentinel cases*)として外国人労働者は13事例、非正規労働者は9事例を抽出した。

2. 労災・職業病予防の研修・トレーニングプログラムに必要な研修要素の検討結果

2009年10月に1.5日の労災・職業病予防の研修プログラム(POSITIVE研修)を実施した。研

修の骨子は、

- ① チェックリスト実習で実際の現場に訪問する
- ② 4領域の改善手法の学びとグループ討議
- ③ 訪問職場への改善提案
- ④ 行動計画の策定と研修の評価のステップとした。

改善領域については、これまでの産業安全保健分野における研究経過から、労災・職業病予防を広くカバーできる領域をして4つの改善視点を整理した。それらは、

- ① 物品の運搬と保管
- ② ワークステーションと機械の安全
- ③ 作業場環境と環境保護
- ④ 作業編成とストレス対策

とした。

これらの4領域の各改善領域をベースに、主要な作業関連リスクをカバーする、すぐ提案できる改善アクションに力点をおく、現地の良好事例から実施可能なアクションを学ぶ点を考え、17項目のチェックポイントを開発した（表）。

表 労災・職業病予防のための4改善領域

17項目のチェックポイント

<物の運搬と移動>

- 1) 安全な通路を確保します。
- 2) 資材や道具の置き場所、置き方を安全で効率的にします。
- 3) 運搬と移動は少なく、短く、安全にします。
- 4) 重いものを運ぶのは出来るだけ少なく効率的にします。

<ワークステーションと機械の安全>

- 5) 工具や材料は作業者の近くに置きます。
- 6) 作業はひじの高さで行います。
- 7) 手や足が常に安全なように防護します。
- 8) 表示や操作盤は分かりやすくします。

<有害作業環境の改善>

- 9) 良い照明を使います。
- 10) 熱さと寒さから作業者を守ります。
- 11) 騒音がコミュニケーション、安全を妨げないことを確かめます。
- 12) 粉じん、化学物質など有害物質から作業者を守ります。
- 13) 作業分担を見直してよいチーム作業にします。
- 14) 勤務時間制の改善と残業管理で過労を防ぎます。
- 15) 掲示やミーティングで情報を共有します。
- 16) トイレや休憩室など福利施設を整えます。
- 17) 職場内の相互支援をすすめます。

3. 小規模事業場における安全衛生活動施策に関する調査結果

USE2009(小規模事業場を理解する国際学会2009)

USE2009(小規模事業場を理解する国際学会2009)は、2009年10月、デンマークで開催された。本会議は中小企業における労働条件とビジネス開発を研究者と実践者とで討議する第1回目の国際会議として企画された。

主な基調講演としては「リスクアセスメントの実施における中小企業の最良支援 (Jukkka Takala、欧州安全衛生庁)」「小規模事業場の解決すべきこと-研究と日々の生活のなかで- (Peter Hasle、デンマーク)」「企業倫理と小規模事業場 (Laura Spence、英国)」「中小企業とインフォーマル経済における労働産業安全保健を改善する参加型アプローチ (Toru Itani、ILO)」等があり、小規模事業場が抱える企業経営のあり方と安全保健の視点から、研究者、中小企業コンサルタント、安全衛生担当実務者、労働組合、国際機関や行政担当者などそれぞれの立場から発表が行われた。

参加者は安全衛生の専門家だけでなく、社会心理学、経営学、労働組合活動家など多層の専門家で構成されていて、小規模事業場はいかに労働者や社会にとって魅力的なものであるかが討議された。雇用継続や労働環境などに制約があるのは当然であるが、その制約を乗り越えるよさが小規模事業にはあるという発表が多いのは印象的であった。

発表のなかで印象に残った演題のうち、以下の2演題は小企業における外国人労働者・非正規労働者の安全衛生対策を検討するうえで特に重要なと考えられるため、記録した。

① 英国 NHS のプライマリヘルスケアにおける産業保健サービスの役割 (英国)

英国の Harling 氏 (HNS Plus : 国立健康サービス機関) は、英国では1948年にスタートしたNHSのプライマリヘルスケアサービスには産業保健サービスに含まれておらず、2002年に実施した調査で英国の中小企業がほとんど産業保健サービスを受けていないことが明らかになったことは、驚くに値せず、政策による当然の結果だと報告した。研究では、低収入・単純労働といった労働条件になりやすい中小企業では、労働者の健康格差に重大な影響を及ぼしていることが明らかで、産業保健への介入は個人の健康と社会の双方に利益があることが科学的に証明されており、NHSの保健サービスに基本的な産業保健サービスの普及をより強化する方向で検討していると報告した。

② 小企業に雇用される移民労働者への産業安全保健導入戦略 (カナダ)

カナダのGravel氏（ケベック大学）は「小企業に雇用される移民労働者への産業安全保健導入戦略」を報告した。Gravel氏はモントリール市で25%以上の移民労働者を雇用している50人以下の規模の20企業と、移民労働者を雇用していない企業10社を比較する質的研究により3つの異なる差異を見出した。それらは、

- 1) 経営者が移民労働者の安全と健康の議論に対する態度の相違、
 - 2) 利用可能な安全保健に関する予防技術を労働者と雇用者が持っているか否か、
 - 3) 産業安全保健技術の導入における外部専門家・外部実務者の助言において、大きな差異が認められた。
- 移民労働者を雇用している企業の一般的傾向は、
- 1) 労働災害に対しては非常に誠意をもって対応するが、予防努力は無視しがちである、
 - 2) 安全衛生委員会はほとんどの企業で設置していない、
 - 3) 移民労働者は、安全衛生委員会のメンバーに任命されたとしても、労働者と経営者が共に同じテーブルに着くという民主的な話し合いの場に慣れておらず、またそのような場面を避けようとする傾向にある、
- と指摘した。

D. 考察

(1) 外国人労働者における労働災害・職業病発生のリスク要因に関する検討—ケース・シリーズ研究

外国人労働者は労働安全衛生の視点からは、労働起因性の健康・安全リスクに対して脆弱な集団であるとされる。外国人労働者の健康問題は、早くからILOやWHOなどの国連専門機関にとって重要なテーマであった。

一方、社会に対する集団的なアプローチ、すなわち疫学的な視点から見る限り、外国人労働者の労災・職業病の問題については、「何がわからないのかさえわからない」状態にあるといってよい。年間どれだけの外国人労働者が、労働災害、あるいは職業病で苦しんでいるのかさえ把握できているとは言い難い。結果として、外国人労働者の労災・職業病に関して、政策的に状況を改善するために必要な社会資源の総量を決定するに足るエビデンスは、いまだ得られていない。

結局のところ、現状では古典的でアプリオリな認識、すなわち「外国人労働者の多くは3K（きつい、汚い、危険）職場での労働を強いられる傾

向にある」、「言葉や文化の違いが、安全衛生活動（教育、訓練、指導）を困難にする」、「外国人労働者は長時間労働を強いられることが多い、ゆえに一般的な健康状態が悪く、労災・職業病のハイリスクグループとなる」、さらに「外国人労働者は社会保障の恩恵を十分には受けられない」といったことが、外国人労働者の労災・職業病問題を考える上でよりどころとなっている。

今回のケース・シリーズ研究は、わずか50例にすぎない事例の検討ではあるが、それでも現場の改善に向けた具体的対策確立のためのヒントをいくつか与えてくれている。

例えば、今回検討の対象となった事例は、必ずしも3K職場と言えるような職場ばかりではない。ごくありふれた製造現場であり、ごくありふれた建築現場も少なくなかった。個々の事例を見れば、本来職場が整備しなければならない基本的な安全対策ができていない場合が少なくなかった。

そのうえで、就業初日から十分な訓練も行われないままに、危険な装置を操作させたり、慣れない作業の応援をさせたりすることになれば、災害に遭遇するリスクが大きくなることは容易に想像できる。

結局、最も重要なことは、雇用する側がまずは基本的な安全対策をしっかりとすることである。特に今回の事例検討でハイリスクであることが示された、プレス機・溶接機の操作と、それに呼応するはさまれ・巻き込まれ災害の防止、利き手の保護対策は優先課題として取り組まれるべきことであるのかもしれない。

本調査研究では、一つの組合のみから提供された資料を用いていることで、収集された情報に何らかの偏りが生じている可能性はある。組合への相談事例を対象としたことから、重度の障害を伴う重大な災害（だれの目にも明らかで、公的なチェックの対象となりやすい）や、逆に休業を要しない程度の軽度の災害・疾病については把握されていないと考えるべきだろう。

今日外国人労働者が働く職場での優先課題として、プレス機械やはさまれ・巻き込まれ対策に注目することには一定の妥当性があると考えるが、今後さらに調査を進め、外国人労働者の労災・職業病対策のためのトレーニングプログラムやツールキット開発に有用な情報を蓄積する必要がある。

(2) 外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防のためのケーススタディ支援ツール群・教育プログラム開発に関する研究

1. 外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病の記事と警鐘的事例 (Sentinel events)

わが国で過去 20 年間に発生している非正規労働者を含む外国人労働者の労災・職業病に関する主な事例を整理した。

外国人労働者では、

- ① 明らかとなった事例はオーバーステイ中の事例が多い、
- ② 男性の事例が多い
- ③ 南アジアからの出稼ぎ労働者の事例が多い(90 年代)
- ④ 製造業、特にプレス関連の災害の事例・四肢切断の事例が多い(90 年代)、
- ⑤ 労災申請関係の相談が多い
- ⑥ 中小事業場での災害
- ⑦ 腰痛・うつ状態など、作業関連疾患も増加傾向にある、などが指摘できる。

また、警鐘的事例の分析から、切断事例では安全教育・安全指示の不足、コミュニケーション不足、外国人・非正規労働者への差別の存在、日本人と外国人とで対応が異なる制度運用上のダブルスタンダードの存在が推測された。これらは外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病予防研修を実施する際に、重要な教育的事例である。

非正規労働者では、

- ① 労働者性についての雇用側の認識不足等により労災の問題となった事例、
- ② 美容師、運転手、製造業、翻訳業務、システムエンジニア等などあらゆる業種で発生する可能性のあること、
- ③ 長時間労働に関連した脳・心血管系の健康障害、
- ④ 頸肩腕などの筋骨格系障害のケース、
- ⑤ 業務委託・請負など労働の商品化ともいえる労働の細分化が行われている現場で発生している深刻な事例

などが、労災・職業病予防にとって重要な事例と整理された。

2. 北海道における参加型トレーニングの試行結果

2 日間にわたる研修の結果、労働組合による参加型職場改善研修のプログラムが実施可能であると確かめられた。外国人労働者・非正規労働者の労災・職業病対策は、労働組合にとって優先度の高い課題である。従って労働組合が実施可能なトレーニングプログラムでは外国人労働者・非正規労働者を対象とすることが可能となる。

また、今回の試行結果から、4 領域は作業関連リスクに対する改善提案を行う上で、適切だったと考えられた。一方で、外国人労働者・非正規労働者特有の課題も考えなければならない。たとえば、外国人労働者ではコミュニケーションの改善

や、言語の問題など、非正規労働者では雇用の安定や就労継続のポイント、労働契約の結び方などである。今後の視点として検討が可能である。

良好事例と改善事例とを同時に討議する際、チェックポイントを 17 に絞ったことで効果的な改善提案に結びついたと考えられた。この研修方式を職場特性に合わせて実施し、検証してゆくことが必要である。来年度、北海道で同様の研修が企画されており、その場面で外国人労働者・非正規労働者を含めた労働条件・職場環境改善に活用できる視点を整理する予定である。

3. 欧州における小企業における労働安全衛生施策から学ぶもの

今回の会議における多層の議論を通じ、小規模事業場の健康的な経営と労働者の安全保健支援のため、欧州で討議されている注目課題は 6 つのキーワードが重要との印象をもった（表 2）。

表 2 小企業の安全保健支援のキーワード

attractive work	魅力のある仕事
sector-base approach	同業種団体別アプローチ
intermediaries	中間支援者
good practice	良好事例
dialogue mechanism	対話仕組みづくり
multi-channel	多チャンネル

今回の会議で討議された内容から、小規模事業場が、健康的な企業経営を行い、健康的な労働生活を支えるため、表 2 のキーワードを用いると以下のようにまとめられる。

「小規模企業はグローバル化のなかで新しい技術や新しい価値の創造と共に、これから多くが生まれ、また消えてゆく。しかし、小規模だからこそ地域や時代に合わせた「attractive work (魅力ある仕事)」を創出することができる。家族的経営、オーナー経営者の理念には仕事や人生を楽しくする大きな魅力があり、それを失わせてはいけない。小企業を支援する際には、その「業界」が重要である。その業界には業界特有の災害リスク・健康障害リスクが存在し、また、業界特有の仕組みと課題の解決方法がある。国の法や規制で一律制御しようとしてもうまく当てはまらないため「sector-base approach (セクター別アプローチ)」をもとに、労働組合、事業場組合、地域保健サービス、行政、コンサルタント等「intermediaries」が、改善のきっかけを与え、方針を示し、現場の改善を効果的に支援することができる。そのため改善のためには「good practice (良好事例)」を収集、活用し、「dialogue mechanism (対話の仕組み)」の元で、「multi-channel (多チャンネル)」で進めることが重要である。」

E. 結論

地域労働組合による外国人労働者の労働相談事例の中から、労災・職業病に関する相談事例 52 例を抽出し、詳細に検討したことで以下の結論を得た。

1) 多くの事例で、一般的・基本的な安全対策が不十分であることが明らかとなった。

2) 外国人労働者としての困難（コミュニケーションなど）が、基本的な安全対策の不足を修飾することで、健康・安全リスクが増大すると考えられた。

3) 対策を優先すべき分野としては、当面、機械安全（特にプレス機、溶接機など）、はさまれ・巻き込まれ対策、利き手の保護などが考えられるが、情報の偏りを考慮して、さらに全体像の把握のための努力が必要である。

ケーススタディ支援ツール群および教育プログラム開発のための基礎的資料の収集・分析としては、

1) 文献等による労災・職業病予防教育プログラム作成に重要な警鐘的事例(Sentinel case)の抽出と整理

2) 現場で実効性のある対策を立案できる労災・職業病予防の研修・トレーニングプログラムに必要な研修要素の検討

3) 国際潮流を視野に入れた外国人労働者支援、小規模事業場における安全衛生活動の進め方に関する基礎的情報収集

の 3 つを実施した。

警鐘的事例の特徴として、外国人労働者では、
・明らかとなった事例はオーパーステイ中の事例が多い。
・男性の事例が多い
・南アジアからの出稼ぎ労働者の事例が多い(90 年代)
・製造業、特にプレス関連の災害の事例・四肢切断の事例が多い(90 年代)
・労災申請関係の相談が多い
・中小事業場での災害
・腰痛・うつ状態など、作業関連疾患も増加傾向にある

などが指摘された。警鐘的事例の分析から、特に切断事例について安全教育・安全指示の不足、コミュニケーション不足、外国人・非正規労働者への差別の存在、日本人と外国人とで対応が異なる制度運用上のダブルスタンダードの存在が推測された。

参加型トレーニング手法を用いた NGO 支援（労働組合）による参加型職場改善研修のプログラムを開発した。労働者の作業関連リスクに対する改善提案を行うための 4 領域と、17 項目のチェックポイントを整理した。トレーニングの試行結果から、良好事例の活用が重要で、問題解決型の参加型研修の実施が、効果的な改善提案に結びつくことを確認した。

「小企業を理解する国際会議 USE2009」で討議された情報から、外国人労働者・非正規労働者の支援のための 小企業の安全保健支援のための 6 つの視点を整理した。

これらの研究結果をもとに、来年度は具体的なケーススタディ支援ツール群・教育プログラムの開発と実施を行う。

F. 健康危険情報

該当せず

G. 研究発表

(1) 論文発表

吉川徹 . 学会だより : USE2009(Understanding Small Enterprises 2009; 小規模事業場を理解する国際学会 2009). 労働科学 2010; 81(1): 52-54.

吉川徹. 医師のコラム: ツールボックスミーティングのすすめ, 保健指導シリーズ(21). よぼう医学, 2010 年(平成 22)年 3 月 15 日第 440 号, p2.

高橋悦子, 吉川徹, 仲尾豊樹, Myung Sook Lee. 参加型改善活動の普及に向けて-日韓参加型産業保健トレーニングワークショップ開催報告-. 労働の科学;2009;64(10):38-42.

(2) 学会発表

毛利一平、吉川徹 (2009) 日本の移住労働者における労災職業病の実態と対策の確立ーその研究手法ー. 第 68 回日本公衆衛生学会.

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当せず

平成 21 年度厚生労働科学研究費労働安全総合研究事業
「非正規雇用の一典型としての外国人労働者における労災・職業病リスクの解明と
参加型手法による予防対策の確立」
分担研究報告書

**外国人労働者における労働災害・職業病発生のリスク要因に関する検討
ケース・シリーズ研究**

主任研究者 毛利 一平 財団法人労働科学研究所
分担研究者 酒井 一博 財団法人労働科学研究所

研究要旨：本研究の目的は、外国人労働者の労災・職業病事例を詳細に検討することにより、その予防対策を確立するために必要な、個別具体的なリスク要因に関する情報を洗い出すことである。さまざまな要因が複雑に関与する労災・職業病のリスク要因を検討するには、事例の詳細な検討が欠かせない。このため、日常的に多くの外国人労働者の労災・職業病事例に関する相談を受け、その認定作業の支援等を行っている地域労組の協力を得て、ケース・シリーズ研究を行い、個々の事例で健康・安全リスク要因を詳細に検討するとともに、52 の事例を横断的に検討することにより、共通するリスク要因や外国人における労災・職業病発生の構造について検討した。事例の多くは、外国人労働者特有のリスクの存在よりも、一般的・基本的な安全対策が不十分な上に、外国人労働者としての困難、たとえば言葉の違いによるコミュニケーション不足、などが重なることで、リスクが高くなることを示していると考えられた。今後より多くの事例を検討し、また質問紙調査などより大きな集団で実態を把握することで、トレーニングプログラムやツールキットの開発に必要なエビデンスを収集する必要がある。

A. 研究目的

本研究の目的は、外国人労働者の労災・職業病事例を詳細に検討することにより、その予防対策を確立するために必要な、個別具体的なリスク要因に関する情報を洗い出すことである。

現場におけるリスク要因の洗い出しとしては、質問紙調査や事例研究などが考えられる。大規模な質問紙調査を行うことができれば、より普遍性の高い情報を得ることができるが、労働における要因の何がリスクとなっているかを詳細に検討しようとなれば、質問紙は膨大なものになり結局必要な労のデータを集めることはできない可能性がある。

一方、労災・職業病の全体像については、かなり限定的ではあるものの、既存の統計によりある程度のことは知ることができる。必要なのは、外国人が日本で働く際に、特別な配慮を必要としていないか、そうであるならばそれはどういうことかを知ることができる、具体的な情報であり、それはむしろできるだけ多くの事例を詳細に検討することで得られよう。

今年度は、3 年間にわたる研究の初年度として、まず比較的少数の事例について、労災・職業病発

生の状況を詳細に検討し、外国人労働者において特に配慮を要すると思われるリスク要因を洗い出すこととした。そのため、日常的に多くの外国人労働者の労災・職業病事例に関する相談を受け、その認定作業の支援等を行っている地域労組の協力を得て、ケース・シリーズ研究を行った。

B. 研究方法

神奈川シティユニオン（以下、KCU）は、神奈川県川崎市にあって、外国人労働者の労働問題に対する支援を行っている。KCU が扱う、外国人労働相談件数は、1990 年代で約 200 件前後、2000 年代で約 300 件前後であり、リーマン・ショック以降の 2008 年と 2009 年にはそれぞれ、約 550 件と 450 件にも上った（図 1）。このうちの大多数は賃金、解雇、労働条件に関するものであるが、労働災害に関する相談も、毎年ほぼ 50 件前後存在する。

この KCU の協力を得て、過去の事例の中から 52 例について聞き取りの記録や、死傷病報告、労災補償に関する文書等をもとに、傷病発生の詳細な状況や、労災補償申請の結果、労災補償給付の内容や労使協議の結果等についての情報を得、事

例ごとに改善のポイントに関する検討を加えた上でデータベースとしてまとめた（資料）。なお、事例の抽出に当たっては、特に統計学的手法は用いておらず、KCU が資料を保管するキャビネットから、順に取り出した。

得られたデータについては、項目ごとに集計し、その特徴を記述した。

倫理面への配慮 本調査研究の実施に当たっては、労働科学研究所倫理委員会の審査を受け、承認を得た。また、組合に対して、調査研究の内容を十分に説明したうえで、資料提供の許可を得た。

C. 結果

（1）収集事例の特徴

表 1 に検討の対象とした 52 事例の特徴を示す。収集した事例は比較的最近のものであり、2005～2007 年のものが、比較的バランス良く含まれていると言える。男女の比は 2.6 対 1 で男性が多い。国籍ではペルーが 26 人で最も多く、フィリピン（8 人）、韓国（8 人）、ブラジル（4 人）と続く。フィリピン、韓国、スリランカを除けばすべて中南米からの労働者で占められている。在留資格については、定住者が 18 人で最も多い。多くの場合、組合の資料には外国人登録証のコピーが含まれていたが、12 名についてはそれがなく、国籍を確認することができなかった。また、オーパーステイについては必ずしも明確な記録がない場合もあったが、ファイルに含まれる資料からその可能性が高いと考えられたものを集計している。（以上 表 1-1）

業種別の分布をみると、建設業が最も多く（12 人）、次いで機械製造（9 人）、金属加工（7 人）などが続く。職種については、「工具」、「作業員」など、必ずしも必要な情報が含まれていない場合も多いため、「プレス・（スポット）溶接」の担当者のみを集計している。後で示す通り、災害発生の原因としてプレス作業とスポット溶接作業については、特段の注意が必要と考えられるからである。

災害発生の時間帯については、勤務形態に関する情報が十分に得られておらず、夜勤・交代勤務で働いている者の数などが不明ではあり、集計結果に特段の意味付けをすることは難しいが、午前中および午後始業開始後の時間に集中している印象がある。各事例が「受傷した時の仕事を始めてから受傷するまでの経験」の分布では、1 年以上の者が 27 人と約半数を占める一方で、1 週間未満が 8 人、特に 0 日で受傷した事例が 3 人〔資料：事例 No.20、33、41〕いたことは、具体的な予防対策を考える上で注目に値する。（以上 表 1-2）

外国人労働者などの非正規労働者に関しては、巷間いわゆる「労災隠し」の横行などが指定されることがあるが、その点はどうだろうか。たとえば、死傷病報告が得られた事例では、事故の発生から報告書の提出までの期間をみると、「労災隠し」の意図があったかどうかを間接的に知ることが考えられる。死傷病報告については精査できていない事例が 20 例残っているが、その他の 32 例のうち 13 例で報告書のコピーを入手できている。報告書が提出された日付は、監督署の受付印から確認している。集計の結果、13 例のうち 1 週間以内に死傷病報告が提出されたのはわずか 2 例にすぎず、2 週間まででも 6 例である。一方で 1 カ月を過ぎて提出された場合が 5 例〔資料：事例 No.19、20、29、30、37〕もあり、これらは多かれ少なかれ「労災隠し」の意図があったのではないかと疑わせる。

一方、こうしたことは事故が発生した場合に問題の解決を遅らせることにつながる。受傷から組合に相談するまでの期間をみると、1 カ月を過ぎてからの相談が 19 件に上り、精査することができた事例 33 件の 3 分の 2 弱を占めている。こうしたことからも、外国人労働者の労災問題解決の難しさをうかがい知ることができる。労災補償給付に関しては、給付申請書などの書類の存在により、38 例が療養給付など何らかの給付が受けられたものと確認できた。給付が受けられなかった事例としては、12 例のうち 5 例が反復作業による筋骨格系障害〔資料：事例 No.1、21、22、38、46〕であった。これらは今回対象となった筋骨格系障害の事例のすべてであり、事故ではない、慢性障害認定がいかに困難なことであるかを示しているともいえる。労災給付が認められた 38 例のうち、後遺障害が認められたのは 28 例であり、このうち 2 例〔資料：事例 No.13、29〕は、年金支給の対象となる 7 級と認定されている。（以上 表 1-3）

（2）傷病に関する分析

傷病の詳細に関して、その分類別及び部位別の集計、また事故の型別の集計を行った。

表 2 は傷病分類別に見た事例数の集計結果である。全ての事例について、診断書に記載された傷病名を集計してあるため、総数は全事例数（52 例）より多くなっている。最も多く認められたのは「骨折」（24 例）であり、その半数近く（11 例）は手あるいは手の指の骨折であった。肋骨骨折の件数も比較的多く、5 件を数えた。このほか多かったのは、「挫創」・「挫滅創」・「挫傷」などだが、「切断」という重度の障害を伴う事例も 11 例と多かった。「切断」については、全て手指（しかも圧倒的に右が多い）であることも、予防対策を

考える上で参考とすることができるそうだ。

表3には部位別に見た集計結果を示している。この表は、上述した表2の「外傷」77事例のうち、「手指腱損傷」「手指神経断裂」「骨髄炎」の9例を除く68事例について集計している。圧倒的多数(42例、62%)は手指の損傷であり、さらにその74%(31例)が右手指であった。指の部位ごとに見れば、右の示指・中指がいずれも9例で最も多くなっている。

災害の型ごとに集計してみると(表4)、これまでみてきた結果からも予測できるとおり、「はさまれ・巻き込まれ」災害が最も多く20例で、さらにこのうち6例はプレス機械による災害、4例は溶接機(おそらくはスポット溶接機)による災害であった。次に多かったのは「飛来・落下」による災害(9件)で、さらに「動作の反動・無理な動作」が6件で続く。「反復動作」をこの中に分類したが、これは5件でやはり相対的に大きな割合を占めている。

(3) 後遺障害と補償—特に金銭的・時間的コストについて

後遺障害の等級の詳細については、表5に示した通りである。7級の事例についてはすでに資料中の番号を示しているが、8級の事例は資料の事例No.6として示されている。これまでみてきた結果に対応して、やはり指に関する後遺障害が多くなっている。

最後に、これら労働災害に伴う金銭的・時間的コストについての集計結果を見てみよう(表6)。これらのデータについては、全ての事例について精査できているわけではなく、一部未調査の事例が残っている。

障害補償一時金の給付額が最も多かったのは、事例No.36(左拇指基節骨開放骨折)で、約450万円であった。後遺障害が認定された場合、民法に基づく損害賠償請求が行われるが、「受傷後労使協議終結までの期間」は損害賠償請求が決着し、協定書が作成されるまでの期間を示す。最短でも265日、最長では786日(2年超!)【資料:事例No.24】であり、平均で476日、すなわち1年以上を要しているのである。解決金・慰謝料の額は、平均で約300万円になり、最も多い例では1000万円を超えていた【資料:事例No.35】。

D. 考察

(1) 外国人労働者における労災・職業病を特徴づける要因

外国人労働者は労働安全衛生の視点からは、労働起因性の健康・安全リスクに対して脆弱な集団

であるとされる。これは、半ばアприオリな認識といってよく、学術的・定量的なデータが示された論文を見つけだすことは難しい。保健・医学系の論文を念頭に置き、アメリカ国立医学図書館(NLM)のデータベース(PubMed)を検索したところで、"migrant worker"がキーワードとして含まれる文献はわずか57件に過ぎず、さらにその中で労働災害・職業病について扱った論文となると、ほぼ皆無となる。一方で外国人労働者の健康問題は、早くからILOやWHOなどの国連専門機関にとって重要なテーマであった(ILO, 1977; Colledgeら, 1983)が、それはとりもなおさず移住労働者の問題が広く知られていたからにほかならない。そもそも、ILOに至っては、その設立の目的として「移住労働者¹の保護」が掲げられていたのである(ILO, 1977)。

しかし、こうして古くから知られる問題ではあっても、状況は常に解決からは程遠く、社会的な問題として告発するルポルタージュは国外をはじめ(たとえばギュンター・ヴァルラフ, 1987など)、国内でも数多く目にできる(たとえば信濃毎日新聞社, 1992など)。最近では、社会学者による調査報告(鈴木, 2009)などもあり、その実態に対する(社会)科学的なアプローチが進みつつある。

一方、社会に対する集団的なアプローチ、すなわち疫学的な視点から見る限り、外国人労働者の労災・職業病の問題については、「何がわからないのかさえわからない」状態にあるといってよい。年間どれだけの外国人労働者が、労働災害、あるいは職業病で苦しんでいるのかさえ把握できているとは言い難い。結果として、外国人労働者の労災・職業病に関して、政策的に状況を改善するために必要な社会資源の総量を決定するに足るエビデンスは、いまだ得られていない。

結局のところ、現状では古典的でアприオリな認識、すなわち「外国人労働者の多くは3K(きつい、汚い、危険)職場での労働を強いられる傾向にある」、「言葉や文化の違いが、安全衛生活動(教育、訓練、指導)を困難にする」、「外国人労働者は長時間労働を強いられることが多く、ゆえに一般的な健康状態が悪く、労災・職業病のハイリスクグループとなる」、さらに「外国人労働者は社会保障の恩恵を十分には受けられない」といったこと(Wickramasekara, 2007)が、外国人労働者の労災・職業病問題を考える上でのよりど

¹ 本来は「出てゆく労働者と入ってくる労働者」として「移住労働者」とすべきではあるが、本報告書では基本的に「日本に入ってくる労働者」を扱うこともあり、主に「外国人労働者」を用いることとする。

ころとなっているのである。

(2) ケース・シリーズ研究から浮かぶ、日本の外国人労働者における労災・職業病発生の構造

今回のケース・シリーズ研究は、わずか 50 例にすぎない事例の検討ではあるが、それでも現場の改善に向けた具体的対策確立のためのヒントをいくつか与えてくれている。

例えば、今回検討の対象となった事例は、必ずしも 3K 職場と言えるような職場ばかりではない。ごくありふれた製造現場であり、ごくありふれた建築現場も少なくなかったように思う。個々の事例を見てゆけば、

- ・ 工作機械に安全装置が取り付けられていなかった[No.7, 20, 25, 32]
- ・ 安全装置の点検を怠っていた[No.19, 23, 39]
- ・ 本来取り付けられているべきカバーが忘れられていた[No.44]
- ・ 緊急停止スイッチが手の届く場所になかった[No.31]
- ・ 照明が落とされた中で、作業方法を誤った[No.6]
- ・ 職場の習慣として、機械を回転させたまま清掃していた[No.18, 40]

など、本来職場が整備しなければならない基本的な安全対策ができていない場合が少なくなかった。

そのうえで、就業初日から十分な訓練も行われないままに、危険な装置を操作させたり[No.20, 41]、慣れない作業の応援をさせたりすることになれば、災害に遭遇するリスクが大きくなることは容易に想像できる。

となれば、結局、最も重要なことは、雇用する側がまずは基本的な安全対策をしっかりとすることである。特に今回の事例検討でハイリスクであることが示された、プレス機・溶接機の操作と、それに呼応するはさまれ・巻き込まれ灾害の防止、利き手の保護対策は優先課題として取り組まれるべきことであるのかもしれない。

(3) 本調査研究の限界と今後の課題

本調査研究では、一つの組合のみから提供された資料を用いていることで、収集された情報に何らかの偏りが生じている可能性はある。組合への相談事例を対象としたことから、重度の障害を伴う重大な災害（だれの目にも明らかで、公的なチェックの対象となりやすい）や、逆に休業を要しない程度の軽度の災害・疾病については把握されていないと考えるべきだろう。

今日外国人労働者が働く職場での優先課題として、プレス機械やはさまれ・巻き込まれ対策に注目することには一定の妥当性があると考えるが、今後さらに調査を進め、外国人労働者の労災・職業病対策のためのトレーニングプログラムやツールキット開発に有用な情報を蓄積する必要がある。

E. 結論

地域労働組合による外国人労働者の労働相談事例の中から、労災・職業病に関する相談事例 52 例を抽出し、詳細に検討したことで以下の結論を得た。

- 1) 多くの事例で、一般的・基本的な安全対策が不十分であることが明らかとなった。
- 2) 外国人労働者としての困難（コミュニケーションなど）が、基本的な安全対策の不足を修飾することで、健康・安全リスクが増大すると考えられた。
- 3) 対策を優先すべき分野としては、当面、機械安全（特にプレス機、溶接機など）、はさまれ・巻き込まれ対策、利き手の保護などが考えられるが、情報の偏りを考慮して、さらに全体像の把握のための努力が必要である。

F. 健康危険情報

該当せず

G. 研究発表

(1) 論文発表

なし

(2) 学会発表

毛利一平、吉川徹（2009）日本の移住労働者における労災職業病の実態と対策の確立－その研究手法－. 第 68 回日本公衆衛生学会.

H. 知的財産権の出願・登録状況

該当せず

I. 引用文献

Colledge M, van Genuns HA and Svensson PG. Migration and Health: towards an understanding of the health care needs of ethnic minorities, Proceedings of a Consultative Group on Ethnic Minorities,

The Hague, Netherlands, 28-30 November 1983. WHO Regional Office for Europe, Copenhagen, 1986.

ILO. Social security for Migrant Workers. ILO, Geneva, 1977.

Wickramasekara P. Editorial. Asian-Pacific Newsletter on Occupational Health and Safety. 2007;14(2):27.

ギュンター・ヴァルラフ著、マサコ・シェーン

エック訳. 最底辺, トルコ人に変身して見た祖国・西ドイツ, 岩波書店, 東京, 1987.

信濃毎日新聞社編, 扉を開けて, ルポルタージュ 外国人労働者の生活と人権, 明石書店, 東京, 1992.

鈴木江里子, 日本で働く非正規滞在者, 彼らは「好ましくない外国人労働者」なのか, 明石書店, 東京, 2009.

表 1-1 事例研究対象の特徴の分布

歴年別事例件数	
1998	1
1999	1
2003	3
2004	7
2005	12
2006	12
2007	16
性別件数	
男性	37
女性	14
不明	1
国別件数	
アルゼンチン	1
スリランカ	1
ドミニカ	1
パラグアイ	1
フィリピン	8
ブラジル	4
ペルー	26
ボリビア	1
メキシコ	1
韓国	8
在留資格	
永住者	5
永住者の配偶者等	1
定住者	18
日本人の配偶者等	6
オーバーステイ	10
不明	12

表 1-2 事例研究対象の特徴の分布(続)

業種	
機械製造	9
自動車部品	4
金属加工	7
建設業	12
食品	6
その他	8
不明	6
職種	
プレス・スポット溶接	9
その他	43
被災時間帯	
0:00～ 8:00	7
8:00～10:00	8
10:00～12:00	8
13:00～15:00	10
15:00～17:00	3
17:00～24:00	6
不明・特定できず	10
受傷時の作業の経験	
0日	3
1日以上～1週間未満	5
1週間以上～1ヶ月未満	2
1ヶ月以上～1年未満	12
1年以上～3年未満	19
3年以上	8
不明	3

表 1-3 事例研究対象の特徴の分布(続)

死傷病報告提出までの期間	
1週間以内	2
2週間以内	4
1カ月以内	2
1カ月超	5
不明・提出せず	19
未調査	20
受傷後組合受付までの期間	
1週間以内	6
2週間以内	1
1カ月以内	5
1カ月超	8
3カ月超	8
1年超	3
不明	2
未調査	19
労災補償給付	
申請・支給	38
申請なし・あるいは不支給	12
非労災・自主解決等	1
その他	1
後遺障害認定(n=38)	
あり	28
なし・不明	10
後遺障害等級(n=28)	
7級	2
8級	1
9級	1
10級	2
11級	3
12級	9
13級	2
14級	8

表 2 傷病分類別事例数

外傷			
骨折	24	挫傷	4
手指	11	打撲	4
肋骨	5	手指腱損傷	4
挫創	11	手指神経断裂	3
手指	7	切創	2
顔	4	骨髓炎	2
切断	11	擦過傷	1
右手指	9	靭帯損傷	1
左手指	2	脱臼	1
挫滅創	7	熱傷	1
右手指	3	捻挫	1
左手指	4		
慢性障害			
腱鞘炎	3	頸肩腕障害	1
その他	15		

注)・診断書の傷病名をそのまま数えており、総数は全事例数よりも多い

・斜体は身体部位別の内訳を示す(主要なもののみ)

表 3 身体部位別事例数

身体部位	2	手指事例の内訳			
		右手指	31	左手指	11
頭部	2	母指	4	母指	4
顔面	9	示指	9	示指	1
上肢	2	中指	9	中指	2
手指	42	環指	6	環指	2
体幹	7	小指	1	小指	0
下肢	6				

注)・表に示す「外傷」事例のうち、「手指腱損傷」「手指神経断裂」「骨髓炎」の9件を除く

68件についての分布

・「手指」には「手」「手関節」などを含んでいる

表4 事故の型別事例数

事故の型	
墜落・転落	2
転倒	3
飛来・落下	9
崩壊・倒壊	1
はまれ・巻き込まれ	20
<i>プレス機によるもの</i>	6
<i>溶接機によるもの</i>	4
切れ・こすれ	3
おぼれ	1
交通事故	1
動作の反動・無理な動作	6
<i>反復動作</i>	5
複合型	3
<i>激突され／墜落・転落</i>	1
<i>はまれ／高温・低温のものとの接触</i>	1
<i>墜落・転落／飛来・落下</i>	1
暴力	2
分類不能	1

注) •斜体は内訳を示す

•全52例について分類したもの

表 5 後遺障害が認定された28例の障害等級に基づく分類

級	号	後遺障害の内容	事例数
7	20	(顔面挫創、鼻骨骨折、左頸関節部挫傷；女性)	1
	20	(頭蓋骨骨折、外傷性くも膜下出血、脳挫傷、急性硬膜下血腫ほか)	1
8	30	(左眼眼球破裂)	1
9	8	1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの	1
10	6	1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの	2
	6	1手の示指、中指又は薬指を失ったもの	1
11	20	(左踵骨骨折)	1
不明		(鎖骨骨折、顔面挫創、外傷性歯牙脱臼)	1
	6	1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	1
	7	1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	1
12	9	1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの	5
	12	局部にがんこな神経症状を残すもの(右膝)	1
	30	(右示指・中指挫滅創→偽関節形成・骨移植)	1
13	5	1手の母指の指骨の一部を失ったもの	2
	9	局部に神経症状を残すもの	7
14	20	(左第3、4指末節挫滅創(爪床挫滅創))	1

表 6 受傷後に伴う後遺障害補償および解決に至るまでの金銭的あるいは時間的コスト

障害等級別障害補償一時金給付額				
等級	件数	平均値	最小	最大
10級	2	3,060,619	1,635,330	4,485,908
11級	2	1,713,421	1,373,011	2,053,830
12級	7	1,300,884	836,316	1,581,216
13級	1	743,663		
14級	5	594,754	378,000	972,720

受傷後労使協議終結までの期間(日)				
件数	平均値	最短	最長	
17		476	265	786

解決金・慰謝料等の金額				
件数	平均値	最小	最大	
22		3,061,275	250,000	11,205,618

* 一部に未調査のデータが残っている。中間的な集計である。

相談者のプロフィール

生年月日	性別	国籍	雇用形態	業種	職種
1961/02/27	男	ペルー	派遣	金属加工	製造・鋳造工
雇用に関する補足情報					
在留資格 永住者・日本人妻					

傷病情報

傷病名1	右大腿外側皮神経拘約障害	傷病名4	
傷病名2		傷病名5	
傷病名3			

被災状況の詳細

被災時刻 経験 23月 死傷病報告提出までの期間 受付時間差

長さ約1.5m、容量約5lのひしやくで、錫の溶解液をくみ取り、鋳型(25個の穴)に注ぐ作業を、就業1年3ヶ月頃から1年7ヶ月頃まで、4~5ヶ月間ほど行った。作業頻度は月に2日のこともあれば、2週間毎日続くこともあった。作業の際、ひしやくの柄を右大腿中枢部で固定する姿勢を繰り返すことで障害が発生した。

- 改善のポイント
- > 作業姿勢(長時間の股関節屈曲位保持)
 - > 作業方法(繰り返し作業／作業頻度)
 - > 用具の改善(5lのひしやく:錫の比重は7.30で溶解液の重量は相当程度になる)

組合による違反の主張

労災補償の詳細

労災補償支給	不支給	後遺障害級	
障害補償一時金		年金	
障害特別支給金		年金年額	
障害特別一時金		特別年金年額	

労使交渉の結果

解決時間	
解決金等	